

令和 5 年度 神奈川県労働委員会年報

目 次

I 神奈川県労働委員会の動き

1 概況	1
------	---

II 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況	2
(1) 係属件数・終結件数	2
(2) 平均処理日数・平均調整回数	2
(3) 調整事件一覧	3
2 実情調査の取扱状況	4
(1) 取扱件数・終結件数	4

III 不当労働行為の審査

1 不当労働行為事件の取扱状況	5
(1) 係属件数・終結件数	5
(2) 平均処理日数	6
(3) 審査期間の目標達成状況	6
(4) 不当労働行為事件一覧	7
2 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況	11
3 終結後の状況	11
(1) 初審事件の状況	11
(2) 再審査事件の状況	11
(3) 行政訴訟事件の状況	12
ア 初審命令に係る行政訴訟の状況	12
イ 再審査命令に係る行政訴訟の状況	12

IV 個別労働関係紛争のあっせん

1 個別労働関係紛争事件の取扱状況	13
-------------------	----

V 労働組合の資格審査等

1 組合資格審査	14
2 非組合員の範囲の認定・告示	15
3 職の新設等の通知の受理	15

【資料】

1 委員名簿	
2 あっせん員候補者名簿	
3 事務局組織図	

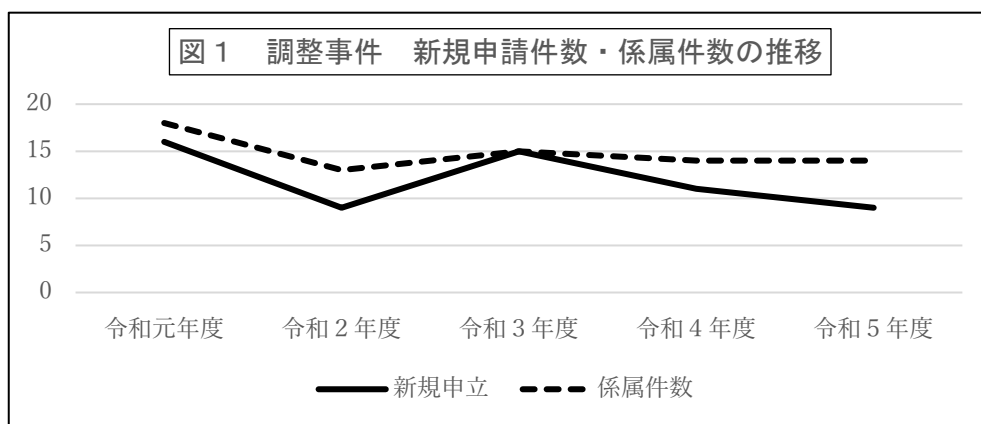
I 神奈川県労働委員会の動き

1 概況

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に当委員会で取り扱った事件（係属事件）について取りまとめたところ、調整事件は前年度と同数の14件でした。不当労働行為事件は、前年度から3件減少して45件でした。

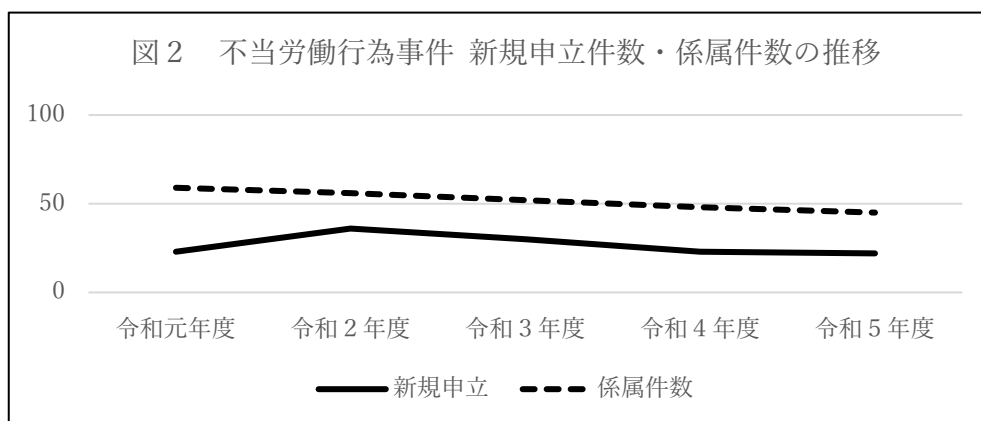
1-1表 調整事件 新規申請件数・係属件数の推移（単位：件）

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規申請	16	9	15	11	9
係属件数	18	13	15	14	14
終結件数	14	13	12	9	12



1-2表 不当労働行為事件 新規申立件数・係属件数の推移（単位：件）

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規申立	23	36	30	23	22
係属件数	59	56	52	48	45
終結件数	39	34	27	25	27



Ⅱ 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和５年度に当委員会が取り扱った調整事件は14件であり、前年度と同数でした。その内訳は、前年度からの繰越しが５件、新規申請が９件であり、このうち12件が終結し、２件が翌年度への繰越しとなりました。

なお、調整事件の区分はいずれも「あっせん」であり、仲裁は昭和45年以降、調停は昭和61年以降、係属していません。

2-1 表 調整事件の処理状況（単位：件）

年度 区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
係属 件数	前年度からの繰越し	2	4	0	3	5
	新規	16	9	15	11	9
	合計	18	13	15	14	14
終結 件数	解決	8	4	3	6	4
	不調・打切り	6(2)	8(3)	7(3)	3(1)	6(3)
	取下げ	0(0)	1(0)	2(1)	0(0)	2(0)
	合計	14(2)	13(3)	12(4)	9(1)	12(3)
翌年度へ繰越し		4	0	3	5	2
解決率(%)		57.1%	33.3%	30.0%	66.7%	40.0%

(注１) ()内は、被申請者があっせんに応じなかった事件を内数で示したものの。

(注２) 解決率は、解決件数を取下げを除く終結件数で除したものの。

(2) 平均処理日数・平均調整回数

令和５年度に終結した事件の申請から終結までの１件当たりの平均処理日数は86.8日でした。

なお、あっせんが実施され、令和５年度に終結した事件の平均調整回数は2.6回でした。

2-2 表 調整事件の平均処理日数・調整回数（単位：件）

年度 区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
平均処理日数		109.3	101.8	80.3	127.0	86.8
平均調整回数		2.7	2.3	1.9	2.1	2.6

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

(3) 調整事件一覧

2-3表 令和5年度調整事件一覧

事件 番号	区分	申請者 区分	事業者の業種	調整事項	申請 年月日	終結 年月日	終結 事由	備考
繰越 4-10	あ	労	建設業（総合工事業）	解雇撤回	4.12.15	5.5.1	解決	協定 締結
繰越 4-11	あ	労	医療、福祉（医療業）	組合員の解雇撤回及び復職、誠実団体交渉実施	4.12.27	5.5.30	打切	
繰越 5-1	あ	使	卸売業、小売業（食料品卸売業）	退職問題の解決、未払残業代の支払い	5.2.20	5.8.30	解決	協定 締結
繰越 5-2	あ	労	教育、学習支援業（その他教育・学習支援業）	解雇予告の撤回	5.3.28	5.4.7	打切	
繰越 5-3	あ	労	生活関連サービス業、娯楽業（娯楽業）	団体交渉促進、労働問題の解決	5.3.29	5.5.18	打切	
5-4	あ	労	運輸業、郵便業（道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー業））	決算書等の提示	5.5.11	5.7.19	解決	協定 締結
5-5	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	組合員の無期労働契約への転換、団体交渉ルールの方策策定	5.6.15	5.12.14	打切	
5-6	あ	労	製造業（はん用機械器具製造業）	アスベスト労災の被災者に対する見舞金支給基準の説明、アスベスト労災被災者の弔慰金額の調整	5.6.16	5.7.6	打切	
5-7	あ	労	卸売業、小売業（機械器具卸売業）	昇給及び一時金の増額、団体交渉ルールの方策策定	5.6.26	5.8.1	取下	
5-8	あ	労	サービス業（洗濯・理容・浴場業）	未払残業代の支払い	5.8.9	5.10.30	取下	
5-9	あ	使	製造業（化学工業）	労使交渉ルールの方策策定	5.9.15	5.9.28	打切	
5-10	あ	労	生活関連サービス業、娯楽業（娯楽業）	原職復帰及び一時金のバックペイ	5.9.26	5.12.21	解決	協定 締結
5-11	あ	労	金融業、保険業（保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む））	元営業部長による法令違反の件等に関する説明	5.11.30			
6-1	あ	労	医療、福祉（医療業）	特殊勤務手当廃止の撤回または代償措置の導入	6.3.7			

(注1) 区分欄「あ」はあっせん、「調」は調停、「仲」は仲裁を示す。

(注2) 申請者区分欄「労」は労働組合、「使」は使用者からの申請を示す。

2 実情調査の取扱状況

(1) 取扱件数・終結件数

令和5年度に当委員会が取り扱った労働争議の実情調査は51件で、その内訳は、前年度からの繰越し件数が20件、新規件数が31件でした。このうち、33件が終結（解決が3件、打切りが30件）し、18件が翌年度へ繰越しとなりました。

なお、新規件数はすべて、労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知によるものでした。

2-4 表 労働争議の実情調査の取扱状況（単位：件）

区分 \ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取扱件数	前年度からの繰越し	18	18	21	20	20
	新規	30	37	35	36	31
	合計	48	55	56	56	51
終結件数	解決	30	32	19	19	3
	打切り	0	1	17	17	30
	調整移行	0	1	0	0	0
	不当労移行	0	0	0	0	0
	合計	30	34	36	36	33
翌年度へ繰越し		18	21	20	20	18

Ⅲ 不当労働行為の審査

1 不当労働行為事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和５年度に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は、前年度からの繰越し23件、新規申立て22件の計45件でした。このうち27件が終結（命令・決定９件、和解・取下げ18件）し、18件が翌年度へ繰越しとなりました。

３－１表 不当労働行為事件の処理状況（単位：件）

年度 区分			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
係属 件数	前年度からの繰越		36	20	22	25	23
	新規申立て		23	36	30	23	22
	係属計		59	56	52	48	45
終結 件数	命令・ 決定	全部救済	2	1	0	1	3
		一部救済	5	6	3	4	2
		棄却	10	1	4	2	4
		却下	0	0	0	0	0
		却下及び棄却	0	0	0	1	0
		計	17	8	7	8	9
	和解・ 取下げ	関与和解	21	21	18	15	15
		無関与和解	1	3	1	1	1
		取下げ	0	2	1	1	2
		計	22	26	20	17	18
	終結計		39	34	27	25	27
	終結率（％）		66.1％	60.7％	51.9％	52.1％	60.0％
	翌年度への繰越			20	22	25	23

（注１）終結率＝終結件数÷係属件数×100

（注２）命令・決定・和解・取下げの意味内容は、次のとおりです。

- 命令 事件の実態審理を行った上で命令を発した場合をいう。
申立てを認容（全部救済・一部救済）する命令と棄却する命令がある。
- 決定 事件の実態審理に入らず、申立を不適法として却下した場合（申立期間を徒過したとき等）をいう。
- 和解 和解により終結した場合をいう。関与和解（労働委員会が関与した和解）と無関与和解（労働委員会が関与しない和解）がある。
- 取下げ 和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

(2) 平均処理日数

令和5年度における、不当労働行為事件の平均処理日数は333日であり、終結事由別にみると、命令・決定が516日、和解・取下げが242日でした。

3-2表 不当労働行為事件の平均処理日数及び最長・最短処理日数（単位：日）

区分 \ 年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均処理日数 (総平均)		453	356	324	327	333
命令・決定	平均処理日数	657	727	564	531	516
	最長処理日数	1,228	1,148	752	881	721
	最短処理日数	359	367	225	281	377
和解・取下げ	平均処理日数	296	241	240	231	242
	最長処理日数	819	595	473	602	589
	最短処理日数	28	53	13	7	69

(3) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、審査期間の目標を原則として1年6か月以内としています。

令和5年度に終結した事件の目標達成状況をみると27件のうち23件が目標期間内に終結し、4件が目標期間を超過しました。

3-3表 令和5年度審査期間の目標達成状況（単位：件）

区分	命令	決定	和解	取下げ	合計
終結件数	9	0	16	2	27
1年6か月以内	6 (66.7%)	0	15 (93.8%)	2 (100.0%)	23 (85.2%)
1年6か月超	3 (33.3%)	0	1 (6.3%)	0	4 (14.8%)

(注1) ()内は、終結件数に対する割合を示したもの（端数処理の関係上合計が100%とならない場合がある。）。

(注2) 審査期間の目標は、労働組合法に基づき定めたもの。

(4) 不当労働行為事件一覧

3-4 表 令和5年度不当労働行為事件一覧

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
3-10	労働組合	X(建設業)	1 2 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.1				
3-25	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.9.16	5.9.6	一部救済	721日	再審査 (使)
3-30	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業) ③Z(建設業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.11.10	5.5.23	棄却	560日	
4-1	労働組合	X(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.1.21	5.5.23	全部救済	488日	行政訴訟 (使)
4-2	労働組合	X(情報通信業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.2.9	5.10.24	一部救済	623日	
4-5	労働組合	X(医療, 福祉)	2	・誠実団交実施	4.3.11	5.9.6	全部救済	545日	
4-6	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2 3 4	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・報復的不利益取扱いの禁止	4.3.22	5.5.24	関与和解	429日	
4-12	①労働組合A ②労働組合B	X(医療, 福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.5.30				
4-13	労働組合	X(金融業, 保険業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・離職の撤回 ・高年齢者雇用安定法による 就業確保措置の構築	4.6.17	6.1.26	関与和解	589日	
4-15	労働組合	①X(サービス業) ②Y(製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.8.24	5.6.21	関与和解	302日	

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
4-18	労働組合	① X (建設業) ② Y (建設業)	2 3	・団体交渉応諾 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.24				
4-19	労働組合	X (宿泊業, 飲食サービス業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25	5.12.6	棄却	408日	再審査 (労)
4-20	労働組合	X (建設業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25				
4-21	労働組合	X (複合サービス事業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.10.31	5.7.6	関与和解	249日	
4-22	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止	4.11.17	5.10.18	関与和解	336日	
4-23	労働組合	X (サービス業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.11.30	6.2.28	棄却	456日	
4-24	労働組合	X (生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.12.14	6.3.26	全部救済	469日	
4-25	労働組合	X (製造業)	1 2 3	・金員の支払い ・処分の撤回 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	4.12.23	5.12.28	関与和解	371日	
5-1	労働組合	X (卸売業, 小売業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.1.18	5.11.16	関与和解	303日	
5-2	労働組合	X (宿泊業, 飲食サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.1.27	5.7.7	関与和解	162日	
5-3	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 2 3	・バックペイ ・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	5.2.8	5.8.18	関与和解	192日	
5-4	労働組合	X (製造業)	1 2	・誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・ポスト・ノーティス	5.2.15	5.7.26	関与和解	162日	
5-5	労働組合	X (製造業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.3.16	6.3.26	棄却	377日	
5-6	労働組合	① X (サービス業) ② Y (生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.4.28				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-7	労働組合	① X (運輸業, 郵便業) ② Y (運輸業, 郵便業)	2	・ 団体交渉応諾、誠実団交実施	5. 6. 8	6. 3. 6	関与和解	273日	
5-8	労働組合	X (サービス業)	2	・ 団体交渉応諾 ・ ポスト・ノーティス	5. 6. 13				
5-9	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	1 2 3	・ 原職復帰 ・ 誠実団交実施 ・ 支配介入の禁止 ・ ポスト・ノーティス	5. 6. 22	5. 12. 14	無関与和解	176日	
5-10	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3	・ 不利益取扱いの禁止 ・ 誠実団交実施 ・ 支配介入の禁止 ・ ポスト・ノーティス	5. 6. 26				
5-11	労働組合	X (情報通信業)	1 3 4	・ 不利益取扱いの禁止 ・ 支配介入の禁止 ・ 報復的不利益取扱いの禁止	5. 6. 27				
5-12	労働組合	X (生活関連サービス業, 娯楽業)	1 3	・ 不利益取扱いの禁止 ・ 支配介入の禁止 ・ ポスト・ノーティス	5. 7. 24	6. 2. 22	関与和解	214日	
5-13	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	2	・ 団体交渉応諾	5. 8. 9	6. 2. 22	取下げ	198日	
5-14	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 2 3	・ 団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ 不利益取扱いの禁止 ・ 支配介入の禁止 ・ ポスト・ノーティス	5. 8. 9				
5-15	労働組合	X (サービス業)	2 3	・ 団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ 支配介入の禁止 ・ ポスト・ノーティス	5. 8. 14				
5-16	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	2	・ 団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ 未払い賃金の支払い ・ ポスト・ノーティス	5. 8. 17				
5-17	労働組合	① X (建設業) ② Y (建設業)	2	・ 団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ ポスト・ノーティス	5. 8. 21	5. 11. 28	関与和解	100日	
5-18	労働組合	X (医療, 福祉)	2 3	・ 誠実団交実施 ・ 支配介入の禁止 ・ ポスト・ノーティス	5. 8. 23	5. 12. 28	取下げ	128日	
5-19	労働組合	X (医療, 福祉)	2	・ 団体交渉応諾	5. 10. 4	5. 12. 11	関与和解	69日	

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-20	労働組合	X(医療, 福祉)	2 3	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.11.2				
5-21	労働組合	X(不動産業、物品賃貸業)	2	・団体交渉応諾 ・協約締結	5.11.10				
5-22	労働組合	X(サービス業)	2	・誠実団交実施	5.11.22				
5-23	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.11.28				
5-24	労働組合	X(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.11.29	6.3.11	関与和解	104日	
5-25	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・団体交渉応諾 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.12.12				
5-26	労働組合	①X(サービス業) ②Y(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.12.21				
6-1	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6.2.9				

2 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況

令和5年度に労働委員会規則第40条に規定する審査の実効確保の措置勧告を求める申立ては2件あり、そのうち1件は、委員要望が出されました。

3-5表 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況（単位：件）

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	5	4	8	1	2
労委規則第40条による勧告	—	—	—	—	—
委員要望 ^(注)	1	0	1	0	1

(注) 委員要望：申立内容の緊急性に応じ、審査委員と参与委員の連名等により発する要望

3 終結後の状況

(1) 初審事件の状況

令和5年度に当委員会が発した命令9件のうち、2件について中央労働委員会に再審査の申立てがなされ、1件について裁判所に取消訴訟が提起されました。

(2) 再審査事件の状況

令和5年度に係属した当委員会の命令に係る再審査事件数は、前年度からの繰越し9件、新規申立て3件（労側申立て1件、使側申立て2件）の計12件でした。このうち1件が命令、3件が和解、2件が取下げにより終結（終結率50.0%）し、6件が翌年度に繰越しとなりました。

3-6表 令和5年度再審査申立事件一覧

番号	神奈川県労働委員会			中央労働委員会				
	初審事件番号	初審終結日	初審終結事由	申立人区分	再審査事件番号	再審査申立日	再審査終結日	再審査終結事由
1	29-37	2.10.7	一部救済	使	2-48	2.10.19		
2	29-37	2.10.7	一部救済	組合・個人	2-50	2.10.20		
3	1-23	3.7.28	一部救済	使	3-24	3.8.2		
4	1-23	3.7.28	一部救済	組合	3-27	3.8.11		
5	1-25	2.11.18	全部救済	使	2-54	2.11.30	5.5.15	和解認定
6	2-24	5.3.29	一部救済	使	5-14	5.4.11		
7	2-28	4.5.11	一部救済	使 個人	4-20	4.5.25	5.4.20	和解認定
8	3-3	4.8.17	却下・棄却		4-35	4.9.1	5.7.20	棄却

番号	神奈川県労働委員会			中央労働委員会				
	初審 事件番号	初審 終結日	初審 終結事由	申立人 区分	再審査 事件番号	再審査 申立日	再審査 終結日	再審査 終結事由
9	3-7	4.12.12	一部救済	組合	4-44	4.12.26	5.8.9	取下げ
10	3-7	4.12.13	一部救済	使	4-43	4.12.26	5.8.9	取下げ
11	3-25	5.9.6	一部救済	使	5-28	5.9.14		
12	4-19	5.12.6	棄却	組合	5-42	5.12.13	6.3.13	和解認定

(3) 行政訴訟事件の状況

ア 初審命令に係る行政訴訟の状況

令和5年度は、前年度から1件が繰り越し、新規に1件が係属し、2件とも翌年度に繰越しとなりました。

3-7表 令和5年度初審関係行政訴訟事件一覧

1	初 審		事件番号			終結年月日	終結事由
			3-16			4. 6. 7	一部救済
	行政訴訟	横浜地裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 4-40	4. 7. 5	使		
2	初 審		事件番号			終結年月日	終結事由
			4-1			5. 5. 23	全部救済
	行政訴訟	横浜地裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 5-40	5. 6. 21	使		

イ 再審査命令に係る行政訴訟の状況

令和5年度は、前年度から1件が繰り越し、翌年度に繰越しとなりました。

3-8表 令和5年度再審査関係行政訴訟事件一覧

1	初審		事件番号			終結年月日	終結事由
			28-20			1.5.29	一部救済
	再審査		事件番号			終結年月日	終結事由
			1-22 1-24			3.1.12	初審命令 一部変更
	行政訴訟	東京地裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 3-66	3.2.16	使		
			番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 3-274	3.7.15	労		

Ⅳ 個別労働関係紛争のあっせん

1 個別労働関係紛争事件の取扱状況

令和５年度に当委員会が取り扱った個別労働関係紛争事件は３件であり、全て打切りになりました。

４－１表 令和５年度個別労働関係紛争に係るあっせん事件一覧

事件 番号	申請者 区分	事業者の業種	雇用 形態	あっせん事項	申請 年月日	終結 年月日	処理 日数
					依頼 年月日	終結 事由	調整 日数
(個)5-1	労働者	サービス業 (飲食店)	パート	解雇撤回・未払 賃金の支払い	5.6.26	5.7.18	23
					5.7.7	打切	12
(個)5-2	労働者	製造業 (生産用機械 器具製造業)	正社員	補償金等の支払い	5.8.14	5.9.8	26
					5.8.22	打切	18
(個)5-3	労働者	サービス業 (政治・経済・ 文化団体)	正社員	懲戒処分の撤回と 謝罪等	5.9.8	5.12.13	97
					5.9.26	打切	79

V 労働組合の資格審査等

1 組合資格審査

労働組合が労働組合法第7条に規定する不当労働行為の救済申立てを行うときや法人登記をするために証明書が必要なときなどに、労働組合から同法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合していることの立証がなされると、当委員会では要件を満たしているか審査を行います。

令和5年度に当委員会が取り扱った組合資格審査件数（係属件数）は、前年度からの繰越し24件、新規立証31件の計55件でした。このうち、37件が終結（適合決定19件、審査手続終了18件）し、18件が翌年度に繰越しとなりました。

5-1表 組合資格審査の処理状況（単位：件）

年度 区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
係属 件数	前年度からの繰越し	39	24	26	27	24
	新規立証件数	36	44	45	31	31
	計	75	68	71	58	55
終結 件数	適合決定	29	16	22	15	19
	不適合決定	0	0	0	0	0
	審査手続終了	22	26	22	19	18
	計	51	42	44	34	37
翌年度への繰越し		24	26	27	24	18

令和5年度の新規立証31件を立証事由別にみると、不当労働行為が22件、法人登記が5件、労働者委員推薦が4件でした。

5-2表 新規立証の事由別件数（単位：件）

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不当労働行為	24	38	32	24	22
法人登記	4	6	5	7	5
労務供給	0	0	0	0	0
労働者委員推薦	8	0	8	0	4
計	36	44	45	31	31

2 非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の職員で組織される労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する使用者の利益代表者（非組合員）の範囲を労働委員会が認定し告示しています。

令和5年度の当委員会の取扱件数は1件でした。

5-3表 令和5年度非組合員の範囲認定・告示

告示番号	組合名	届出 年月日	認定 年月日	告示 年月日	申出人
5年第2号	全水道川崎水道労働組合	5.9.28	5.10.27	5.12.12	組合・企業連名

3 職の新設等の通知の受理

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定に基づく、地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知について、令和5年度に当委員会が受理した件数は1件でした。

5-4表 令和5年度職の新設、変更または廃止通知の受理

地方公営企業等の名称	受理 年月日	新設・変更又は廃止の別 (理由)	新設、変更又は 廃止した日
川崎市上下水道局	5.9.28	新設、廃止、変更 (人事異動等)	5.4.1

【 資 料 】

1 委員名簿

第44期神奈川県労働委員会委員名簿

区分	氏 名	現 職 等
公益委員	◎はまむら あきら 浜村 彰	法政大学名誉教授
	なかじま ひろたか 中 寛 弘 孝	株式会社神奈川新聞社社友
	○お の たけし 小野 毅	弁護士
	よこみぞ く み 横溝 久美	弁護士
	たかはし みずほ 高 橋 瑞穂	弁護士
	もとひさ よういち 本久 洋一	國學院大學法学部教授
	いしざき ゆ き こ 石 崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
労働者委員	せりざわ ひでゆき 芹沢 秀行	かながわ教職員組合連合特別執行委員
	なりしげ つねお 成 重 恒夫	JAM神奈川参与
	おかもと しげき 岡元 茂樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事
	かめざき ともひこ 亀 崎 友彦	全日本運輸産業労働組合神奈川県連合会執行委員長
	あらた あつし 新 敦	UAゼンセン東京都支部支部長
	あかほり まさしげ 赤堀 正成	神奈川県労働組合総連合幹事
	たかはし しん ご 高橋 慎 吾	自動車総連神奈川地方協議会議長
使用者委員	おおくぼ よしかず 大久保 慶一	株式会社大倉代表取締役会長
	たはら ひとし 田原 仁	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問
	はらだ みつひろ 原田 光 浩	株式会社JFEウイング顧問
	とりうみ こういち 鳥海 衡一	江南交通株式会社代表取締役
	やすだ かつあき 安田 克明	日産自動車株式会社人財開発部労務管理アドバイザー
	ふたみ みのる 二見 稔	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事
	きくち としゆき 菊地 敏 幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ代表取締役

◎会長

○会長代理

2 あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職
浜村 彰	法政大学名誉教授 神奈川県労働委員会会長
中畠 弘孝	株式会社神奈川新聞社社友 神奈川県労働委員会委員
小野 毅	弁護士 神奈川県労働委員会会長代理
横溝 久美	弁護士 神奈川県労働委員会委員
高橋 瑞穂	弁護士 神奈川県労働委員会委員
本久 洋一	國學院大學法学部教授 神奈川県労働委員会委員
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 神奈川県労働委員会委員
芹沢 秀行	かながわ教職員組合連合特別執行委員 神奈川県労働委員会委員
成重 恒夫	JAM神奈川参与 連合神奈川労働アドバイザー 神奈川県労働委員会委員
岡元 茂樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事 神奈川県労働委員会委員
亀崎 友彦	全日本運輸産業労働組合神奈川県連合会執行委員長 神奈川県労働委員会委員
新 敦	U Aゼンセン東京都支部支部長 神奈川県労働委員会委員
赤堀 正成	神奈川県労働組合総連合幹事 神奈川県労働委員会委員
高橋 慎吾	自動車総連神奈川地方協議会議長 神奈川県労働委員会委員
大久保 慶一	株式会社大倉代表取締役会長 千代田建設株式会社取締役 神奈川県労働委員会委員

氏 名	現 職
田原 仁	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問 神奈川県労働委員会委員
原田 光浩	株式会社J F E ウイング顧問 神奈川県労働委員会委員
鳥海 衡一	江南交通株式会社代表取締役 神奈川県労働委員会委員
安田 克明	日産自動車株式会社人財開発部労務管理アドバイザー 神奈川県労働委員会委員
二見 稔	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事 神奈川県労働委員会委員
菊地 敏幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ代表取締役 神奈川県労働委員会委員
内田 邦彦	弁護士
林 義亮	株式会社神奈川新聞社社友 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会常務理事
野村 芳広	日本労働組合総連合会神奈川県連合会顧問
浦上 裕史	菊屋浦上商事株式会社代表取締役会長
安井 由美子	神奈川県労働委員会事務局長
舘 聡彦	神奈川県労働委員会事務局副事務局長 兼審査調整課長
椎野 貴純	神奈川県労働委員会事務局 労働関係調整担当課長
後藤 洋介	神奈川県労働委員会事務局審査調整課 グループリーダー

3 事務局組織図

令和6年3月31日現在の職員数は19名です。内訳は、事務局長1名、副事務局長兼審査調整課長1名、労働関係調整担当課長1名及び副課長1名のほか、総務グループにグループリーダー1名とグループ員2名、審査調整グループにグループリーダー1名とグループ員11名となっています。

(組織図)

事務局長

副事務局長

兼審査調整課長

労働関係調整担当課長

副課長

グループリーダー グループ員2名
(総務グループ)

グループリーダー グループ員11名
(審査調整グループ)